

平成19年1月17日

全国重症心身障害児（者）を守る会

各支部長 様
各運動推進委員・顧問 様
法人各常任理事会委員 様
各ブロック事務局長 様

全国重症心身障害児（者）を守る会
会長 北浦 雅子

心身障害者扶養保険制度の改正に伴う申込手続き
に係る特例的な取扱いについて

心身障害者扶養保険制度の改正については、平成19年11月30日付の情報提供18でもお伝えしているところであります。

去る平成19年10月13日付で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び独立行政法人福祉医療機構共済部長から各都道府県の担当部（局）長宛に発出された文書を情報提供します。

この文書は、制度改正に伴う申込手続きの特例的な取扱いについて定めたものです。

会員の皆様にもご案内くださいますようお願い申し上げます。

なお、この情報は当会のホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

以上

障企発第1030006号
平成19年10月30日

道府県
各 指定都市 主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

心身障害者扶養保険制度の改正に伴う申込手続き
に係る特例的な取扱いについて

今回の心身障害者扶養保険制度の見直しに当たっては、種々ご尽力いただき、感謝しております。

去る平成19年10月15日に開催いたしました心身障害者扶養共済制度担当者会議においては、来年の2月議会又は3月議会で条例改正を予定している自治体から、現行制度（改正前）で加入を希望する場合、その申込時期（心身障害者扶養保険契約事務手続要領第1条関係）と条例改正時期とが重なるため、関係者に対する新制度の周知・徹底に苦慮する旨のご意見をいただいていたところです。

このようなご意見を踏まえ、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と社団法人生命保険協会において協議を重ねた結果、今回限りの特例措置として、平成20年3月12日（水）までに機構に保険対象加入者等追加申込書を提出し加入の承諾がなされた者については、平成20年3月31日（月）を加入日とする旨の特例的な取扱いが行われることとなりました。（別紙参照）

後日、機構から詳細な手続を含めた連絡がなされる予定ですが、道府県・指定都市におかれましては、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(別紙)

月 日	通常の取扱い		今回の特例措置
2月 8日(金) 2月14日(木) 2月25日(月)	機構締切(3/1 加入) 生保協会締切 承諾		
3月 1日(土)	保険適用(改正前)		
3月10日(月) 3月12日(水) 3月14日(金) 3月18日(火) 3月25日(火) 3月26日(水) 3月31日(月)		機構締切(4/1 加入) 生保協会締切 承諾	機構締切(3/31加入) 生保協会締切 承諾 保険料納付期限 保険適用(改正前)
4月 1日(火)		保険適用(改正後)	

平成 19 年 11 月 15 日

道府県
各 主管部(局)長 殿
指定都市

独立行政法人福祉医療機構
共 済 部 長

心身障害者扶養保険制度の改正に伴う申込手続きに係る
特例的な取扱いに関する手続き等について

心身障害者扶養保険事業につきましては、日頃格別のご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、先般、平成19年10月30日付障企発第1030006号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課長通知のとおり、今回限りの特例措置として平成20年3月31日の加入日を設定し、平成20年3月12日までに当機構に保険対象加入者等追加申込書を提出し加入の承諾がなされた者については、平成20年3月31日加入とすることといたしました。取扱いについては下記のとおりとなります。

なお、この取扱いは、通年の手続とは異なることから、その実施スケジュールや手続上の留意事項については別添のとおりとします。この取扱いについては、管轄の市町村や福祉事務所等の窓口担当者への周知についてもお願いしますとともに、平成20年3月31日付加入希望者に対し、手続き上の不備により、不利益が生じないよう充分にご配慮をいただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

記

1 実施の概要

(1) 通常の3月1日加入のほか、特例的に20年3月31日の加入日を設定する。

○ その責任開始日は、20年3月31日とする。

(2) 加入期間の算定

○ 弔慰金給付保険金、脱退一時金給付保険金、保険料免除期間…通常の3月1日加入と同様

○ 当機構と生命保険会社とで締結している心身障害者扶養者生命保険契約に規定する加入者の告知義務違反(第29条)及び加入者の自殺(第17条)にかかる起算日は、20年3月31日とする。

(3) 保険料の納付

- 3月31日加入者は、19年度の保険年齢における年齢区分に応じた掛金の1か月分を道府県・市に納付する。
- 道府県・市は、3月の既加入者の保険料額に、当該3月31日加入者分の保険料を合わせて3月26日までに機構へ納付する。

2 実施のスケジュール

- 3月12日 道府県・市→当機構の加入申込締切
- 3月14日 当機構→生命保険協会の加入申込締切
- 3月18日 当機構→道府県・市への加入の諾否連絡
- 3月26日 道府県・市→当機構への保険料納付(3月既加入者分を含む)
- 3月28日 当機構→生命保険協会への保険料納付

3 留意事項

- ・ 加入処理の期間が逼迫していることから、告知もれ等の重大な不備があった場合、当月加入が間に合わなくなるので不備のないようご注意願います。
- ・ 加入の承諾から当機構への保険料納付までの期間が短いことから、3月31日加入者との連絡を密にいただき、納付もれがないようご注意願います。

以上

平成20年3月31日加入の特例的取扱いに関する手続き等について

月	日(曜日)	通常取扱い (平成20年3月1日加入)	今回の特例的取扱い (平成20年3月31日加入)
2月	8日(金)	機構締切	
	14日(木)	生保協会締切	
	25日(金)	承諾	
3月	1日(土)	保険適用(改正前)	
	10日(月)		
	12日(水)		機構締切
	14日(金)		生保協会締切
	18日(火)		承諾
	25日(火)		
	26日(水)		保険料納付期限(3月分)
31日(月)		保険適用(改正前)	

1. 実施スケジュール(上記スケジュール表参照)と手続き上の留意事項

○3月12日(水) 道府県・市 → 機構

□ 特例的取扱いの加入申込み締切日

- ・ 告知日は「平成20年1月31日」以降のものであること

□ 3月分保険料納付通知書(様式23) + 異動届書(様式26)の提出締切日【仮登録用】

- ・ 3月1日加入分を、「当月追加加入」へ計上
- ・ 2月までの異動者を「死亡等脱退・減少」へ計上
- ・ 3月に保険料免除となる加入者数を計上
- ・ この締切日は仮登録のため、公印(知事印)は不要です(FAXでも可)。

○3月14日(金) 機構 → 生命保険協会

□ 特例的取扱いの加入申込み締切日

○3月18日(火) 機構 → 道府県・市

□ 加入諾否連絡

□ 機構から道府県・市宛に下記の内容の文書を送付(FAXかメール)

- ・ 3月31日特例加入の方の審査結果(加入番号あり)
- ・ 12日までに出示していただいた納付通知書に、3月31日特例加入決定者を計上して、機構にて保険料納付通知書を作成したもの

↓(内容確認後)

- ・ 内容に修正がある場合は、必ず18日中に連絡ください。

○3月19日(水) 道府県・市 → 機構

3月分保険料納付通知書(様式23) + 異動届書(様式26)の締切日【正式登録用】

・ 19日までに提出が難しい場合は、FAX 登録(3月19日)で、原本はその後郵送でも可)

・ 同時に、その納付金額にて26日に機構へ着金するように手続をとってください。

○3月26日(水) 道府県・市 → 機構(26日に着金のこと【必着】)

保険料納付期限(3月1日加入分、3月31日加入分)

・ 3月19日の納付通知書の内容で送金

特別調整費納付期限(平成19年度分)

○3月28日(金) 当機構 → 生命保険協会

保険料納付期日

特例保険料納付期日

* 各種請求書等締切日については別添の「☆平成19年度 各請求書等締切日☆ 特例措置追加版」を併せてご参照ください。

2. 特例的取扱いにあたり加入申込者に伝えておくべきこと

平成20年3月31日付加入申込希望者に対し、以下のことを必ずお伝えください。

(1) 加入日について

- 特例的取扱いのため、平成20年3月31日の加入であり、保険の責任開始日は、平成20年3月31日であること。

(2) 加入期間の算定について

- 弔慰金給付保険金 平成20年3月1日加入と同様の扱いであること。
- 脱退一時金給付保険金 平成20年3月1日加入と同様の扱いであること。
- 保険料免除期間 平成20年3月1日加入と同様の扱いであること。
- 当機構と生命保険会社とで締結している心身障害者扶養者生命保険契約に規定する加入者の告知義務違反(第28条)及び加入者の自殺(第17条)にかかる起算日は、平成20年3月31日であること。

(3) 保険料の納付について

- 平成20年3月31日加入者は、平成19年度の保険対象における年齢区分に応じた掛金の1か月分を3月中に道府県・市に納付すること。

(4) 告知日について

- 3月31日特例加入者についての告知日については、1月31日以降の告知でお願いすること。(告知の時期については、保険契約の効力発生の日前2ヶ月以内である必要があるため)

(5) 加入をお断りさせていただく事があること

- 加入を希望される方が、加入資格を有していない場合、加入をお断りさせていただくことがあるということ。

【注意】 書類の不備により、3月31日加入に間に合わなかった方は、改正後の保険料が適用となります(遡り加入はできません)。加入希望者から書類を受け付けた時に、不備が無いように十分注意してください。

3. 留意事項

(1) 加入申込み手続きについて

① 申込者告知書(様式3)について

- ・ 最近の健康状態及び身体の障害欄に、1つでも「はい」に○印が付されている場合、加入できない可能性があることを必ず加入申込者にお伝えください。
- ・ 申込者告知書に不備等があった場合、3月31日に加入できない可能性がありますので、ご了承ください。
- ・ 告知日については、平成20年3月31日加入申込みの場合、加入希望月の2か月以内(平成20年1月31日以降)であることを確認してください。
- ・ 訂正がある場合は、訂正箇所に訂正印を押印して正しく書き直すようにしてください。(棒線、黒塗り、修正液、捨印等の訂正方法は認められません)
- ・ その他、記入漏れがないか確認してください。

加入希望日	機構申込締切	有効告知書
2月 1日	1月10日	12月 1日以降
3月 1日	2月 8日	1月 1日以降
3月31日	3月12日	1月31日以降

* 告知書を1月1日～1月30日の間に記入し、3月1日加入を希望していたが、機構への申込み提出が、2月9日以降となった場合。

→ 3月1日加入のための機構申込日に間に合わないこととなり、次回以降の申込処理となる。この場合、告知書の期限は、再度、加入日に応じたものが必要となる。

② 障害証明書(様式2-3)について

- ・ 知的障害、身体障害1～3級、精神障害1～2級以外の障害で、障害証明書の⑨～⑫の項目がすべて「無」の場合は、医師の診断書(発病、病歴、現状及び予後の見通しなどが詳細に記載されているもの)の添付が必要となります。

※特別児童扶養手当等の支給認定の際に提出される診断書様式を参考にしてください。

この診断書をもって障害の程度を医師に判定してもらうため、障害の程度が非該当と判定され、加入できない可能性があることを必ず加入申込者にお伝えください。また、判定に時間を要する場合がありますので、早期の提出をお願い致します。

また、医師の診断書の記載内容が簡単ですと、判定材料不足のため保留になる可能性があることも申し添えます。(ただし「統合失調症」のみは、簡単な記載内容の診断書でもよいです)

(2) 機構への加入申込み書類提出について

- ① 加入申込み書類については、当機構に3月12日必着で手続きを進めてください。

加入申込み書類が当機構に3月13日以降に届いた場合は、5月1日加入となりますので、充分ご注意ください。

※4月1日加入は既に3月10日が締切のため、3月12日以降の時点での手続きはできません。

- ② 加入申込み書類の締切りは①のとおりですが、加入申込者から届いた書類については、道府県・市の精査後、順次、当機構あてに送付していただくようお願いします。

万が一、提出書類に記載漏れや不備等があった場合、3月12日の締切日までに間に合うようであれば、ご本人の修正又は差替え書類を提出していただき、申込み手続きを継続してください。